

平成19年10月23日

近畿財務局

フェニックス証券株式会社に対する行政処分について

1. フェニックス証券株式会社に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた（平成19年10月16日付）。

当社外国為替営業部（平成18年9月1日、外国為替部に名称変更）部長は、その業務に関し、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）の口座を解約した顧客のリスト（当該リストに記載された顧客には継続の取引関係にある顧客に該当しない一般顧客が含まれていた。）を作成した上で、平成18年1月から同年12月の間、営業員に対し、それらの顧客にFX取引の受託等を内容とする契約（以下「受託契約等」という。）の締結の勧誘を行うよう指示した。

また、同部長は、その業務に関し、平成18年2月中旬頃、営業員に対し、当社がFX取引業務を譲り受けた際、当社への口座移管に同意しておらず、口座が移管されていない顧客に受託契約等の締結の勧誘を行うよう指示した。

これらの指示を受けた営業員5名は、その業務に関し、平成18年2月23日から平成19年1月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客47名に対し、電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

当社及び当社の使用人が行った上記の行為は、旧金融先物取引法第76条第4号に規定する「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること」に該当すると認められる。

2. 以上のことから、本日、フェニックス証券株式会社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

【業務改善命令】

今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。

社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

上記 から について、その対応状況を平成19年11月22日(木)までに書面で報告すること。

また、 から については、その実施状況を、当分の間3か月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先
近畿財務局 理財部証券監督課
06-6949-6367(ダイヤルイン)